

平成30年11月16日

「道路協力団体」を募集します

平成28年4月に創設されました道路協力団体制度に基づき、「道路協力団体」を募集します。

道路協力団体制度とは、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。

今回は特に、活動を行おうとする区間で直近数年間にわたり道路管理者と協力して道路管理に資する清掃・除草等の公的活動を行っている実績があり、今後さらにその活動を充実させるため道路空間を活用して収益を得る活動を行い、両者を有機的に連携させ、道路空間の快適性の向上等にご協力頂く法人等を募集します。

1. 募集期間

- ・ 事前相談期間：平成30年11月19日(月)から平成30年11月30日(金)まで
※道路協力団体の指定を受けようとする法人等は、申請書類の記載内容等について、事前相談期間内に必ず相談して下さい。
- ・ 申請受付期間：平成30年12月 3日(月)から平成30年12月14日(金)まで

2. 募集要項等（長岡国道事務所管内）

国道8号、17号、116号の国管理区間についての募集要項、申請様式等を下記に掲載しています。

[募集要項](#) ←クリックすると表示されます

[申請書類の様式](#) ←クリックすると、様式の一覧が表示されます

3. 問い合わせ先

- ・ 北陸地方整備局 長岡国道事務所 管理第一課 道路協力団体申請受付担当
TEL 0258-36-4552 FAX 0258-36-4660
Eメール saisu-s84q2@mlit.go.jp

○申請書類の様式（青字をクリックすると、様式が表示されます）

様式名
様式第1号 （募集要項5（1）関係） 道路協力団体指定申請書
添付様式1 申請書類 ^注 ①、②、④、⑤、⑥（募集要項4①～⑤）関係
添付様式2 申請書類③関係
添付様式3 申請書類⑦（募集要項4⑥、⑦、⑨、⑩）関係
様式－報告 [*] 直近の活動実績報告書（申請書類②関係）
様式－計画 [*] 指定後おおむね3年間の活動実施計画書（申請書類③関係）

注）申請書類：募集要項5（1）による申請書類（上表について同じ）

※「様式－報告」及び「様式－計画」には、作成例も併せて掲載されています。

○活動状況の報告、活動実施計画、代表者、名称、住所等の変更時に必要な様式

様式名
様式4 （募集要項11（7）（8）（10）関係） 道路法第48条の25第1項の規定に基づく報告書
様式5 （募集要項11（11）関係） 道路法第48条の23第3項の規定に基づく届出書

※[申請書作成にあたっての注意事項](#)

<申請書作成にあたっての注意事項>

○申請書類の綴り方

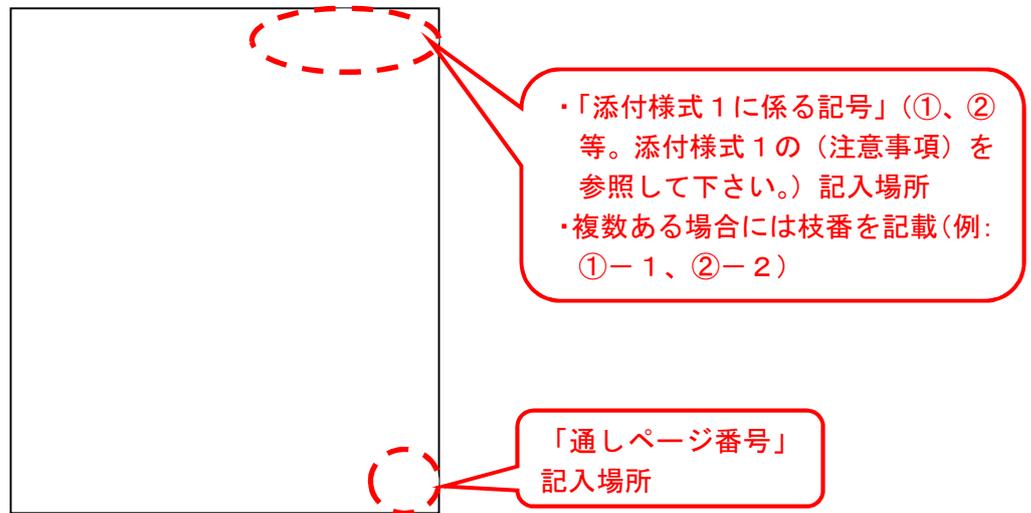
1) 申請書類は、下記の順番で綴るようして下さい。

- ・道路協力団体指定申請書（様式第1号）
- ・添付様式1及び添付様式1に係る添付書類
- ・添付様式2及び添付様式2に係る添付書類
- ・添付様式3（欠格事由に該当しないことを誓約する書面）

2) 上記1)の順番で綴り終わったら、通しでページ番号を記載して下さい。

※「道路協力団体指定申請書（様式第1号）」が1ページ、「添付様式1」が2ページ、
・・・と続きます。

※この「通しページ番号」は、右下に記入して下さい。



〔記入例〕

1) (添付様式1関係)

The example shows a page with the text 「〇〇法人△△ 規約」 in the center. In the top right corner, 「① - 1」 is written and circled with a red dashed line. In the bottom right corner, 「3」 is written and circled with a red dashed line.

2) (添付様式2関係)

The example shows a page with the text 「指定後おおむね3年間の…」 in the center. In the top right corner, a red dashed oval is drawn. In the bottom right corner, 「32」 is written and circled with a red dashed line.

道路協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

道路協力団体の指定を受けたいので、道路法第 48 条の 23 第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 活動実績報告書
- 3 活動実施計画書
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 直近 1 年間で滞納処分を受けたことがないことの証明の写し等（課税対象団体である場合に限る。）
- 6 道路協力団体指定準則第 3 第 5 号の要件を満たすことを証する書類
- 7 道路協力団体指定準則第 3 第 6 号、第 7 号、第 9 号及び第 10 号の要件を満たすことを誓約できる書類

道路協力団体指定申請書添付書類

(募集要項 5 関係 - 1)

平成 年 月 日

法人等の名称 印
 代表者の氏名

道路協力団体募集要項（平成〇〇年〇〇月〇〇日付）5（1）①、②、④、⑤、及び⑥により申請書に添付する書類は下記の通りであり、いずれも事実と相違ありません。

- ①法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されている書類
- ②直近5年間の活動実績報告書
- ④法人等の監査報告書又は収支計算書
- ⑤直近1年間で滞納処分を受けたことがないことの証明の写し等
 ※課税対象団体でない場合は不要（「課税対象団体ではないため添付していない。」と記載）
- ⑥法人等設立後5年以上が経過していることを証する書類
 ※特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む

(記入方法)

- ・②は、(様式一報告)を使用すること。また、記載する活動内容等を実施したことを証する書類を添付すること。(詳細は、様式に記載している)
 特に、道路協力団体として収益活動を行った場合は、収益に見合う道路管理者に協力して行う道路に関する工事または道路の維持を実施したことを証する書類を添付すること。(様式一報告3.(3)関係)
- ・②について、平成30年3月31日以前に道路管理者と協定等を締結して清掃等のボランティア活動を行ってきた実績が確認できる場合は、「5年間」を「2年間」とすることができる。
- ・④は、添付する書類に対応して「監査報告書」「収支計算書」のいずれかに○を付けるか、「法人等の監査報告書」「法人等の収支計算書」のいずれかを記載すること。

(注意事項)

- ・添付する書類は、①、②、④、⑤、⑥の順番に並べ、各書類の1ページ目の右上には、①、②、④、⑤、⑥（複数ある場合には枝番を）を記入すること。

道路協力団体指定申請書添付書類

(募集要項 5 関係 - 2)

法人等の名称

印

代表者の氏名

道路協力団体募集要項（平成〇〇年〇〇月〇〇日付） 5（1）③により申請書に添付する資料は、下記の通りです。

- ・ 指定後 3 年間の活動実施計画書

（記入方法）

- ・（様式 - 計画）を使用すること。

誓 約 書

当法人等は、以下を誓約します。

1. 本申請で提出する活動実績及び道路協力団体として行う活動において、宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
2. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
3. 業務等の履行にあたり、日本国の法令を遵守し、公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていないこと。
4. 道路協力団体の指定を受けた場合に、道路協力団体としての活動以外では、道路協力団体の名称を使用した活動を行わないこと。

以上

平成 年 月 日

法人等の名称
代表者の氏名

印

直近の活動実績報告書

1. 提出日

・平成____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実績

(1) 継続性 (活動内容及び活動期間)

- ・次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査します)。
- ・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。
- ・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 道路管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書、活動実施場所の位置図等)。
- ・なお、下記①、③、④、⑤、⑥の業務については、有償 (道路管理者からの材料提供等を除く) ・無償の別を記載してください。

①道路清掃や植樹、除雪作業等、道路管理者に協力して行う道路工事又は道路の維持

(_____)

「平成____年____月から平成____年____月まで」

「実施区間 ○○市△△地区 (市道◇◇線・××線)」

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

②シェアサイクル施設やオープンカフェ等の管理運営等、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者もしくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設の設置又は管理

(_____)

「平成____年____月から平成____年____月まで」

「実施区間 ○○市△△地区 (市道◇◇線・××線)」

※収益を伴う②の活動は、①の活動を継続的に行っている場合に記載できます。

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

→次のページへ続く

- ③不法占用物件に関する情報収集・提供等、道路の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(_____)

「平成____年____月から平成____年____月まで」

「実施区間 ○○市△△地区 (市道◇◇線・××線)」

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

- ④道の駅等における利用者ニーズの調査等、道路の管理に関する調査研究

(_____)

「平成____年____月から平成____年____月まで」

「実施区間 ○○市△△地区 (市道◇◇線・××線)」

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

- ⑤道路の適切な利用に関する講習等、道路の管理に関する知識の普及及び啓発

(_____)

「平成____年____月から平成____年____月まで」

「実施区間 ○○市△△地区 (市道◇◇線・××線)」

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

- ⑥調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

(_____)

「平成____年____月から平成____年____月まで」

「実施区間 ○○市△△地区 (市道◇◇線・××線)」

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

(2) 協力性 (活動実績)

- ・次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可)。
- ・また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 道路管理者等後援のクリーンアップ等道路清掃、道路環境等の調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))。

- ①当該実績が、道路管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

(_____)

- ②当該実績に道路管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

(_____)

→次のページへ続く

③当該実績に関して、道路管理者から協力に関する表彰実績がある。

(_____)

④上記①②③に準じた道路管理者が認める活動実績がある。

(_____)

(3) 公共性 (初回の申請時には適用しない。)

- ・道路協力団体としてオープンカフェ等の収益活動を行った場合、その収益に見合う道路管理者に協力して行う道路工事または道路の維持を実施した内容を記載してください。(複数ある場合は複数可)。

(_____)

「平成____年____月から平成____年____月まで」

「実施区間 ○○市△△地区 (市道◇◇線・××線)」

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

※収益に見合う道路管理者に協力して行う道路工事または道路の維持を実施したことを証する書類を添付すること。

以上

作成例

直近の活動実績報告書

1. 提出日

・平成 30 年 0 月 0 日

2. 法人等名

・法人等名 : _____ (法人名もしくは団体名を記載)

・代表者名 : _____ (法人もしくは団体の代表者の氏名を記載)

3. 活動実績

(1) 継続性 (活動内容及び活動期間)

- ・次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査します)。
- ・「 」 内に、おおよその活動開始時期を記載してください。
- ・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 道路管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書、活動実施場所の位置図等)。
- ・なお、下記①、③、④、⑤、⑥の業務については、有償 (道路管理者からの材料提供等を除く) ・無償の別を記載してください。

① 道路清掃や植樹、除雪作業等、道路管理者に協力して行う道路工事又は道路の維持

1) (例: 道路の清掃、ゴミ拾い、枯枝の撤去を無償で実施)

「平成 0 年 0 月から平成 0 年 0 月まで」

「実施区間 00市00地区 (国道0号(延長0m)、県道▽▽線(延長▽m))」

2) (例: 道路の清掃、ゴミ拾い、枯枝の撤去を有償で実施)

「平成 △ 年 △ 月から平成 △ 年 △ 月まで」

「実施区間 00市△△地区 (国道0号、県道▽▽線、市道◇◇線)」

「00市発注 000維持工事 H00- C=000百万円」

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

②シェアサイクル施設やオープンカフェ等の管理運営等、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者もしくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設の設置又は管理

(例: 年 2 回のイベントにあわせてオープンカフェを実施)

「平成 0 年 0 月から平成 0 年 0 月まで」

「実施区間 00市△△地区 (市道◇◇線 実施区間延長 約 50 m)」

※収益を伴う②の活動は、①の活動を継続的に行っている場合に記載できます。

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

③不法占用物件に関する情報収集・提供等、道路の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(例：不法占用物件の確認および道路管理者への情報提供)

「平成 ○ 年 ○ 月から平成 ○ 年 ○ 月まで」

「実施区間 ○○市△△地区 (市道◇◇線・××線)」

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

④道の駅等における利用者ニーズの調査等、道路の管理に関する調査研究

(例：道路利用者のニーズに関する調査・研究)

「平成 ○ 年 ○ 月から平成 ○ 年 ○ 月まで」

「実施区間 ○○市△△地区 (市道◇◇線・××線)」

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

⑤道路の適切な利用に関する講習等、道路の管理に関する知識の普及及び啓発

(例：通学路の安全確保に関する意見交換会の開催)

「平成 ○ 年 ○ 月から平成 ○ 年 ○ 月まで」

「実施区間 ○○市△△地区 (市道◇◇線・××線)」

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

⑥調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

(例：調査研究時に行う調査箇所の清掃活動)

「平成 ○ 年 ○ 月から平成 ○ 年 ○ 月まで」

「実施区間 ○○市△△地区 (市道◇◇線・××線)」

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

(2) 協力性 (活動実績)

- ・次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可)。
- ・また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください (例：道路管理者等後援のクリーンアップ等道路清掃、道路環境等の調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))。

①当該実績が、道路管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

(例：道路クリーンアップ作戦を○○国道事務所と共催)

②当該実績に道路管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

(例: 通学路の安全確保に関する意見交換会を〇〇国道事務所と共同で企画)

→次のページへ続く

③当該実績に関して、道路管理者から協力に関する表彰実績がある。

(例: 道路ボランティアに対する団体表彰を受賞 ※別添参照)

④上記①②③に準じた道路管理者が認める活動実績がある。

()

(3) 公共性 (初回の申請時には適用しない。)

- ・道路協力団体としてオープンカフェ等の収益活動を行った場合、その収益に見合う道路管理者に協力して行う道路工事または道路の維持を実施した内容を記載してください。(複数ある場合は複数可)。

(例: ゴミ拾い、落葉の掃除、枯枝の撤去)

「平成 〇 年 〇 月から平成 〇 年 〇 月まで」

「通常月 1 回 → 月 2 回実施」

「実施区間 〇〇市△△地区(国道〇号、県道▽▽線、市道◇◇線・××線)」

(例: オープンカフェ実施区間における花壇の花植え)

「平成 〇 年 〇 月から平成 〇 年 〇 月まで」

「実施区間 〇〇市△△地区(市道◇◇線 実施区間延長 約 50 m)」

※対象とする活動期間は提出日までとし、直近おおむね 5 年間の活動実績期間を記載する。

※収益に見合う道路管理者に協力して行う道路工事または道路の維持を実施したことを証する書類を添付すること。

以上

指定後おおむね 3 年間の活動実施計画書

1. 提出日

・平成____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動区間

・該当する活動内容に○印を付して、[] 内に具体的な活動区間を記載して下さい（複数ある場合は複数可）。

①法第 48 条の 24 第 1 号

[]

② " 第 2 号

[]

③ " 第 3 号

[]

④ " 第 4 号

[]

⑤ " 第 5 号

[]

4. 活動実施体制

(1) 実効性（実施体制、実施計画）

①活動期間、活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載して下さい。

--

→次のページへ続く

②活動内容・区間と配置人員

- ※具体的な活動内容・区間とおおよその配置人員を記載して下さい。
- ※活動内容の位置等が分かる図面等を添付して下さい。
- ※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付して下さい。

③活動実施にあたっての目標、注意事項

- ※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載して下さい。

(2) 貢献度 (活動方針、協力姿勢)

①活動方針

- ※道路管理への貢献、地域の課題解消に向けた貢献を含め、文章により記載して下さい。

②道路管理への協力姿勢

- ※実施に当たり道路管理への協力姿勢を文章により記載して下さい。

→次のページへ続く

(3) 協調性 (地域への配慮等、地域と連携)

①地域への配慮等

※関係する道路管理者、住民、市町村、他の民間団体等への配慮等について、調整等の状況を含め、文章により記載して下さい。

②地域と連携

※関係する道路管理者、住民、市町村、他の民間団体等との連携について、調整等の状況を含め、文章により記載して下さい。

(4) 公共性

※オープンカフェ等の収益活動を行う場合、その収益に見合う道路管理者に協力して行う道路工事または道路の維持を実施する計画を記載して下さい。

※上記に係る収支計画書等を添付して下さい。

※A 4 版で 4 枚程度まで (添付資料を除く) を目安として作成して下さい。

指定後おおむね 3 年間の活動実施計画書

1. 提出日

・平成 30 年 0 月 0 日

2. 法人等名

・法人等名 : _____ (法人名もしくは団体名を記載)

・代表者名 : _____ (法人もしくは団体の代表者の氏名を記載)

3. 活動区間

・該当する活動内容に○印を付して、() 内に具体的な活動区間を記載して下さい (複数ある場合は複数可)。

- ① 法第 48 条の 24 第 1 号
 - [道路清掃 : ○○市△△地区 (国道○号) (実施区間延長 約 500m)]
 - [バリアフリー工事 : ○○市△△地区 (国道○号) (施工延長 約 30m)]
- ② " 第 2 号
 - [オープンカフェ : ○○市△△地区 (国道○号) (実施区間延長 約 50m)]
- ③ " 第 3 号
 - []
- ④ " 第 4 号
 - []
- ⑤ " 第 5 号
 - []

4. 活動実施体制

(1) 実効性 (実施体制、実施計画)

①活動期間、活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載して下さい。

	平成 30 年	平成 31 年	2020 年	2021 年
【1号業務】	—————			
清掃	———			
バリアフリー 工事	———	———	———	———
【2号業務】				
オープンカフェ				

- ・ 通年にわたり道路清掃を実施予定 (月 1 回程度)
- ・ H30 年度 11 月～翌 2 月頃に歩道のバリアフリー工事 (段差・勾配の改善) を実施予定
- ・ 毎年春から秋にかけてオープンカフェを実施予定

②活動内容・区間と配置人員

※具体的な活動内容・区間とおおよその配置人員を記載して下さい。

※活動内容の位置等が分かる図面等を添付して下さい。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付して下さい。

【清掃】
活動内容：ゴミ拾い、落葉の掃除、枯枝の撤去
活動区間：〇〇市△△地区（国道〇号）（実施区間延長 約 500m）
配置人員：約 30名／日

実施箇所	実施状況写真	※写真等あれば添付。 別紙としても可。
------	--------	------------------------

【バリアフリー工事】
活動内容：歩車道境界における段差・勾配の改善
活動区間：〇〇市△△地区（国道〇号 施工延長 約 30m）
配置人員：約 15名／日

整備前写真	→	整備後イメージ	※写真等あれば添付。 別紙としても可。
-------	---	---------	------------------------

【オープンカフェ】
活動内容：沿道店舗によるオープンカフェの実施（歩道上にテーブル、椅子を設置）
活動区間：〇〇市△△地区（国道〇号 実施区間延長 約 50m）
配置人員：約 10名／日

実施箇所	実施イメージ	※写真等あれば添付。 別紙としても可。
------	--------	------------------------

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載して下さい。

例) これまでも自治会やPTAと協力して道路清掃を実施してきた。今後、より多くの住民の参加を募り、道路のイメージアップを図っていききたい。

例) 過去、同様のバリアフリー工事を当地区内で実施している。今後もより安全で快適な歩行空間を目指して改善を図っていききたい。
なお、工事にあたっては、安全を最優先させて、十分な対策を実施する。

例) オープンカフェはこれまでも年2回のイベントに合わせて実施してきた。今後、より賑わい創出や地域活性化に資する取組となるよう改善を図っていききたい。
なお、実施にあたっては、周辺エリアの清掃、ゴミ拾い等をあわせて実施する。

※別付資料参照（活動実績、表彰状等）

(2) 貢献度 (活動方針、協力姿勢)

①活動方針

※道路管理への貢献、地域の課題解消に向けた貢献を含め、文章により記載して下さい。

例) 清掃活動だけでなく道路沿いの花壇整備および植栽等を行うことで、道路景観の維持・向上につなげていく。そのため、管理者である〇〇国道事務所と協力して活動していく。

例) バリアフリー工事にあわせて、看板・標識、セミナー等を活用し、地域住民への安全に対する啓発活動を実施していく。そのため、管理者である〇〇国道事務所と協力して活動していく。

例) オープンカフェの実施により、商店街への来客数増加にともない賑わいを創出するとともに、出店者による道路清掃、ゴミ拾い等により道路環境の維持に貢献していく。

②道路管理への協力姿勢

※実施に当たり道路管理への協力姿勢を文章により記載して下さい。

例) 活動を通じて、陥没等道路に関して気づいた点があれば報告を行い、より良い道路となるよう協力する。

これまでも自治体の行っている活動に積極的に参加しており、今後、より一層道路に密着した活動を行っていく。

(3) 協調性 (地域への配慮等、地域と連携)

①地域への配慮等

※関係道路管理者、住民、市町村、他の民間団体等への配慮等について、調整等の状況を含め、文章により記載して下さい。

例) 清掃活動や道路工事を行うに際し、事前に地域住民にポスターや案内チラシの配布等で周知し、住民の方に対しても安心安全な活動ができるよう努めている。

また、各道路管理者の意向を踏まえた活動となるよう、密に連絡調整を図った上で活動を進めている。

②地域と連携

※関係道路管理者、住民、市町村、他の民間団体等との連携について、調整等の状況を含め、文章により記載して下さい。

例) ポスター等を通じてより多くの方々に関心をもってもらい、一人でも多くの方に参加してもらえらるような活動を行っており、今後も継続していく。

また、引き続き自治会やPTA等と連携し、事業への参加を得ながら、住民・市町村と今以上の関係を築き上げていくとともに、各道路管理者による協議会に参画することでより地区全体の課題を踏まえた活動を実施していく。

(4) 公共性

※オープンカフェ等の収益活動を行う場合、その収益に見合う道路管理者に協力して行う道路工事または道路の維持を実施する計画を記載して下さい。

※上記に係る収支計画書等を添付して下さい。

例) オープンカフェによる収益を活用し、以下の活動を実施予定

①ゴミ拾い、落葉の掃除、枯枝の撤去 (通常月1回→月2回×6ヶ月)

②オープンカフェ実施区間における花壇の花植え (年2回)

※A4版で4枚程度まで (添付資料は除く) を目安として作成して下さい。

道路協力団体指定証

住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

平成 年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、道路法第48条の23第1項の規定による道路協力団体として、下記により指定する。

平成 年 月 日

道路管理者 印

記

指定内容

- (1) 法人等の名称
- (2) 業務の内容
- (3) 業務を行う道路の区間
- (4) 道路協力団体に指定する期間
- (5) 指定番号

(初回指定： 年 月 日)

(行政不服審査法第57条による教示)

本件指定について不服があるときは、国土交通大臣に対し、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。(なお、本件指定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができない。)

(行政事件訴訟法第46条による教示)

本件指定の取消しの訴えは、本件指定があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。

(なお、本件指定があったことを知った日から6箇月以内であっても、本件指定の日から1年を経過すると本件指定の取消しの訴えを提起することができない。)

ただし、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、本件指定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。

(なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると本件指定の取消しの訴えを提起することができない。)

道路法第 48 条の 25 第 1 項に基づく報告書

平成 年 月 日

殿

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

道路法第48条の25第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
報告事項	<input type="checkbox"/> 活動内容の報告 <input type="checkbox"/> 活動実施計画書の変更 <input type="checkbox"/> 道路協力団体の代表者の変更 <input type="checkbox"/> 道路協力団体の解散 <input type="checkbox"/> その他 ※該当する□に、レ印を記入	
報告内容		
変更内容	変更前	
	変更後	

※活動実施計画書に添付した資料など、必要に応じて資料を添付して下さい。

道路法第 48 条の 25 第 1 項に基づく報告書

平成〇〇年 〇 月 〇 日

〇〇国道事務所長 殿

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

道路法第48条の25第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

指定年月日	平成〇〇年 〇月 〇日
指定番号	第 号
報告事項	<input checked="" type="checkbox"/> 活動内容の報告 <input type="checkbox"/> 活動実施計画書の変更 <input type="checkbox"/> 道路協力団体の代表者の変更 <input type="checkbox"/> 道路協力団体の解散 <input type="checkbox"/> その他 ※該当する□に、レ印を記入
報告内容	1) 清掃 ・〇月〇日 場所：国道〇号 〇〇交差点～〇〇交差点区間 (延長 約500m) 内容：清掃、ゴミ拾い 人員：35名 ・〇月〇日 場所：国道〇号 〇〇交差点～〇〇交差点区間 (延長 約500m) 内容：ゴミ拾い、落葉の撤去 人員：40名 <u>※活動状況の写真等を添付。別添としても可。</u> 2) バリアフリー工事 工事場所：〇〇市△△地区 国道〇号 工事内容：歩車道境界における段差・勾配の改善 施工数量：段差の解消 L=30m 勾配の改善 A=90m ² 工期：平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日 (〇〇日間) 人員：累計〇〇人 <u>※整備前後の写真、施工状況の写真等を添付。別添としても可。</u>

	<p>3) オープンカフェの実施 実施場所：〇〇市△△地区 国道〇号 L=50m 実施内容：沿道店舗によるオープンカフェの設置 実施エリア周辺の清掃、ゴミ拾い 実施期間：平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日（〇日間） <u>※実施状況の写真等を添付。別添としても可。</u></p> <p>4) 収益に見合う業務の実施状況</p> <p>①収益事業</p> <p>3) と同じ</p> <p>②収益による法第48条の2 4第1号に掲げる業務</p> <p>1) 及び2) の一部</p> <p>③収益及び②の業務の支出内訳</p> <table border="1" data-bbox="533 835 1359 1122"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益</td> <td>3)</td> <td>〇〇〇,〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支出</td> <td>1)のうち清掃用品の購入、ゴミの処分費</td> <td>〇,〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>2)のうち工事の施工費</td> <td>〇〇〇,〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>〇〇〇,〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>※収支計算書等を添付。</p>			実施内容	金額	収益	3)	〇〇〇,〇〇〇	支出	1)のうち清掃用品の購入、ゴミの処分費	〇,〇〇〇	2)のうち工事の施工費	〇〇〇,〇〇〇	小計	〇〇〇,〇〇〇
	実施内容	金額													
収益	3)	〇〇〇,〇〇〇													
支出	1)のうち清掃用品の購入、ゴミの処分費	〇,〇〇〇													
	2)のうち工事の施工費	〇〇〇,〇〇〇													
	小計	〇〇〇,〇〇〇													
<p>変更内容</p>	<p>変更前</p>														
	<p>変更後</p>														

※活動実施計画書に添付した資料など、必要に応じて資料を添付して下さい。

名称等変更届出書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

道路法第48条の23第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指定年月日	年 月 日
指定番号	第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 ※該当する□に、レ印を記入
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

道路協力団体募集要項

1 道路協力団体制度の概要

道路協力団体制度とは、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものであり、これらの団体を道路協力団体として指定し、道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

道路協力団体の指定は、道路協力団体になろうとする者が、この募集要項に従い道路管理者に対して行う申請により行われ、4に掲げる申請資格を満たし、3（1）に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるか審査の上、指定を行います。

なお、道路協力団体としての活動を促進するために、道路協力団体が3（1）に掲げる業務として行う行為に係る道路に関する工事若しくは道路の維持又は道路の占用を、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもって、道路管理者の承認又は許可があったものとみなすこととする特例を設けています。（道路法(昭和27年法律第180号)(以下「法」という。)第48条の27)

2 募集対象区間

募集対象区間は、長岡国道事務所が管理する以下の区間とします。

- ・国道8号 三条市大字猪子場新田から柏崎市米山町まで
- ・国道17号 南魚沼郡湯沢町三国から長岡市川崎町まで
- ・国道116号 柏崎市長崎から長岡市寺泊敦ヶ曾根まで

3 業務内容、業務を行う道路の区間及び指定する期間

(1) 業務内容

道路協力団体は、2に掲げる募集対象区間について、次に掲げる業務のうち①を含む1つ以上を行うものとします。

道路協力団体制度は、業務から利益を得ることが可能な制度ですが、その収益は道路の管理に還元していただくことを基本とするものでありますので、下記②の業務を行い収益を得ようとする場合には、その収益に見合う下記①の業務を実施することが必要となります(収益に見合う下記①の業務を実施する区間は、10（2）による業務実施区間以外が含まれていても構いません。)

また、今回の募集においては特に、活動を行おうとする区間で直近数年間にわたり道路管理者と協力して道路管理に資する清掃・除草等の公的活動を行っている実績が

あり、今後さらにその活動を充実させるため下記②の業務により道路空間を活用して収益を得る活動を行い、両者を有機的に連携させ、道路空間の快適性の向上等に協力頂く法人等を募集します。

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
 - ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記に掲げるものの設置又は管理を行うこと。
 - i) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
 - ii) トンネルの上又は高架の道路の路面下の自動車駐車場及び自転車駐車場で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - iii) 道路の地面に設ける自転車、原動機付自転車又は小型自動車若しくは軽自動車で二輪のものを駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（ii）に掲げる施設に設けるものを除く）
 - iv) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
 - v) 標識又はベンチ若しくはその上屋、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - vi) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - vii) 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催し（道路に関するものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - イ 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物
 - ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - ハ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ
- [注] 上記の ii) から vii) までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占有にあたり法第48条の27の規定による特例を受けようとする場合には、①に掲げる業務（道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。）を行うことが必要です。
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
 - ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
 - ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

- なお、地域の状況に応じた特に期待する業務として、具体的な例としては、
- ・観光地周辺における、地域資源を活かした美しい国土景観の形成等を図る取組（沿道の修景 等）
 - ・中心市街地における、植栽（花壇）の管理や不法占用の状況の収集・提供 等

- ・踏切道周辺において、踏切道の安全対策 等
 - ・積雪地域における、歩道除雪作業への協力 等
- などを想定しています。

(2) 業務を行う道路の区間

申請に当たっては、2に掲げる募集対象区間のうち業務を行おうとする区間(以下「業務実施申請区間」という。)及び行おうとする業務内容を、申請書に記載して下さい。

なお、業務実施申請区間については、(1)①の業務を特に重点的に行う区間に絞って下さい。

その際、道路占用等の特例(法第48条の27)の適用を見込む(1)②の業務を行う区間を含むようにして下さい。また、業務実施申請区間を含め広範囲にわたり業務を実施する場合には、全体の取組内容が分かる資料を添付することができます。

その他、業務実施申請区間には、下記の要件があります。

- ・業務実施申請区間は、その全てが5(1)②の活動実績報告書に記載する9(2)①i)に係る活動実績の区間と重複していること。
- ・業務実施申請区間が、申請する法人等が所有又は占有する土地に面する区間のみでないこと。

(3) 指定する期間

道路協力団体に指定する場合、その期間は、3年間を上限とします。

4 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の18に規定する団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員(役員を含む。)が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。)が経過していること。
- ⑥活動実績報告書及び活動実施計画書が宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑧直近1年間の税を滞納していないこと。

⑨日本国の法令を遵守し、業務等を履行していること。また、公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。

⑩道路協力団体の指定を受けた場合に、道路協力団体としての活動以外では、道路協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

5 申請書類

(1) 道路協力団体の指定を受けようとする法人等は、「道路協力団体指定申請書」(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて提出して下さい。

また、下記①、②、④、⑤、⑥について添付様式1を添付するほか、記載内容を説明・証明する書類を添付して下さい。

なお、申請書類提出後に、追加で資料の提出をお願いする場合があります。

① 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの

② 直近おおむね5年間の活動実績報告書(様式一報告)

③ 指定後おおむね3年間の活動実施計画書(添付様式2及び様式一計画)

④ 法人等の監査報告書又は収支計算書

⑤ 直近1年間で滞納処分を受けたことがないことの証明の写し等(課税対象団体である場合に限る。)

⑥ 4に掲げる⑤の要件を満たすことを証する書類

⑦ 4に掲げる⑥、⑦、⑨及び⑩の要件を満たすことを誓約できる書類(添付様式3)

(2) 申請に当たっての留意事項

① 提出された書類は、返却しません。

② 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

③ 提出された書類は、審査以外の目的には使用しません。

④ 申請書類とは別に、申請を行う法人等の名称、所在地及び担当者の連絡先(所属、役職、氏名及び連絡先(電話番号及びE-mailアドレス))を記載した書類を同封して下さい。(様式自由)

6 事前相談期間

平成30年11月19日(月)から平成30年11月30日(金)まで

上記の期間、申請の事前相談を受け付けます。道路協力団体の指定を受けようとする法人等は、申請書類の記載内容等について、必ず「14 問い合わせ先」に相談して下さい。

相談の中では、3（2）に基づき、業務実施申請区間や業務内容について、調整、検討等をお願いすることがあります。

質問は、受けてから回答まで時間を要することがあります。（7の期間の終了の2日前までには回答します。）

また、質問された場合でも、7に掲げる申請受付期間内に申請書類を提出して下さい。

7 申請受付期間

平成30年12月3日（月）から平成30年12月14日（金）まで

提出された申請書類は、記載内容の不備等を確認後受理します。受理後は原則的に修正できません。記載内容の不備等を防ぐためにも、事前相談（6参照）をして下さい。

8 提出先

（1）申請書類は、以下の提出先に、持参又は郵送により提出して下さい。

ただし、持参の場合、提出する時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とします。

〒940-8512

新潟県長岡市市中沢4丁目430-1

北陸地方整備局 長岡国道事務所 管理第一課 道路協力団体申請受付担当

TEL 0258-36-4552

Eメール saisu-s84q2@mlit.go.jp

（2）申請する業務実施申請区間が道路の管理を管轄する地方整備局の事務所、北海道開発局開発建設部又は沖縄総合事務局の事務所（以下「事務所等」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に申請書類を提出して下さい。

9 審査

（1）審査方法

道路協力団体の指定を受けようとする法人等から提出された申請書類に基づき、4に掲げる申請資格の確認を行うとともに、下記（2）に掲げる審査基準に基づき活動実績報告書及び活動実施計画書の内容について審査を行います。

（2）審査基準

①活動実績報告書の内容についての審査は、以下に掲げる事項について確認を行います。

なお、(i) 及び (iii) の「数年間」は、原則として「おおむね5年間」とし、平成30年3月31日以前に道路管理者と協定等を締結して清掃等のボランティア活動を行ってきた実績が確認できる場合は、「2年間」とします。

i) 継続性

道路協力団体として活動を行う道路の区間において、直近数年間にわたる継続的な道路管理に資する清掃・除草等の公的活動（これと同等の活動と認められるものを含む。）を行っていること。

ii) 協力性

i) の公的活動が、道路管理者等（道路整備特別措置法の規定により道路の維持、修繕等を行う者を含む。以下この項目及び下記②iii) において同じ。）から後援された活動、道路管理者等と共同で実施した活動その他の道路管理者等との協力関係が認められる活動であること。

iii) 活動姿勢

直近数年間において、道路管理又は他の民間団体等の道路管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

iv) 公共性

道路協力団体として3(1)②に掲げる業務を行い収益を得たことがある場合には、その収益に見合う3(1)①に掲げる業務を実施したと認められること。

②活動実施計画書の内容についての審査は、以下に掲げる事項について確認を行います。

i) 実効性

過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

ii) 貢献度

3(1)①に掲げる業務等、道路管理に対する貢献又は地域の課題解消に向けた貢献が認められること。

iii) 協調性

活動に当たって地域の関係者（関係道路管理者等、住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

iv) 公共性

3(1)②に掲げる活動を行い収益を得ようとする場合には、その収益に見合う3(1)①に掲げる業務を実施する見込みがあると認められること。

(3) ヒアリング

審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

10 結果の通知

(1) 道路協力団体として指定する法人等に対して、道路協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地等を公示します。

- (2) 上記道路協力団体指定証には、法人等の名称、3 (1) に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの、当該業務を行う区間(以下「業務実施区間」という。)、道路協力団体に指定する期間(以下「指定期間」という。)、指定番号を記載します。
- (3) 道路協力団体の指定をしなかった法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

11 指定後の留意事項

- (1) 道路協力団体として指定された団体は、活動実施計画に基づき、道路協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 道路協力団体の業務として道路の占有をしようとする場合において他者と競合する場合には、調整への協力をお願いします。
- (3) 道路協力団体が3 (1) に掲げる業務として行う行為に対して、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもって、承認又は許可があったものとみなすこととする特例の対象となる行為は、以下のとおりです。

なお、当該特例の対象となる行為は、道路協力団体が活動実施計画書に記載した業務において行うものに限りません。

また、当該特例に係る協議は、道路協力団体の指定とは別途に必要であり、活動実施計画書の内容と協議の結果が異なる可能性があります。

① 道路に関する工事若しくは道路の維持

特例の対象となる行為は、花壇その他道路の緑化のための施設の設置、道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切り取りその他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持です。

② 道路の占有

特例の対象となる行為は、次に掲げるものに係る道路の占有です。

- (ア) 工事用施設、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの
- (イ) 3 (1) ②に掲げる工作物、物件若しくは施設
- (ウ) 看板、標識その他これらに類する物件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのもの

※3 (1) ② ii) から vii) までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占有が特例の対象となるためには、3 (1) ①に掲げる業務(道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。)を行うことが必要です。

※当該特例による協議においては、無余地性の基準を適用しないこと以外は、従来の道路の占有の許可基準に適合するものであることが必要です。

- (4) 道路協力団体は、業務実施区間において別の団体が業務を行う場合、その団体とも協調、連携して業務を行って下さい。
- (5) 道路協力団体は、道路管理者等の求めに応じ、法第28条の2に基づく関係する道路管理者が構成する協議会、及び踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）第6条に基づく地方踏切道改良協議会に参画することができます。
- (6) 道路協力団体は、指定期間の終了後継続して再度の指定を希望する場合には、指定期間が終了する日の3ヶ月前までに、事務所等の長に対して、次期の活動実施計画書を提出して下さい。（様式－計画）
- (7) 道路協力団体は、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出して下さい。（様式4）
なお、変更の内容について、9（2）②に準じた確認を行い、必要に応じて変更を求めることがあります。
- (8) 道路協力団体は、年1回及び事務所等の長の求めがある場合にはその都度、活動状況について報告を行って下さい。（様式4）
その際には、活動実施計画書に記載した内容について、前回の報告以降の活動実績を記載して下さい。
- (9) 道路管理者は、道路協力団体に対し、必要に応じ、活動実施計画について改善すべきことを命じることがあります。
また、道路協力団体が、その業務を適正かつ確実に実施していないことが認められる場合には、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命じること（以下「改善措置命令」という。）があります。
これらを命じられた道路協力団体は、改善のため必要な措置を速やかに講じて下さい。
- (10) 道路協力団体の代表者が変更となった場合又は道路協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告して下さい。（様式4）
- (11) 道路協力団体の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめその旨を事務所等の長に届け出て下さい。（様式5）
道路管理者は、届出に係る事項を公示します。

12 指定の取消し

道路協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消します。

- ① 道路協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ② 道路協力団体の指定を受けた後に「4 申請資格」のいずれかを満たさなくなった

場合。

- ③ 道路管理者が道路協力団体に対して行う改善措置命令に違反した場合。
- ④ 道路協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

道路管理者は、上記により指定を取り消した時は、その旨を公示します。

13 その他

- ・ 指定の申請にあたり提出する書類、及び活動状況の報告、活動実施計画等の変更時に提出する書類の様式は、「道路協力団体指定申請書」（様式第1号）を含め、別添の「申請等様式」にあるものを使用して下さい。また、各様式に記載する内容を説明・証明する書類が必要であれば、それらも添付して下さい。
- ・ 活動にあたり必要な資機材、資料等について、支給、貸与する場合があります。
- ・ 収益事業を行う団体は、活動中の事故等万が一の時に備える保険について、ボランティア活動を対象とした保険に加入できない可能性がありますので、収支計画等を作成する際に注意して下さい。

14 問い合わせ先

- ・ 北陸地方整備局 長岡国道事務所 管理第一課 道路協力団体申請受付担当
TEL 0258-36-4552 FAX 0258-36-4660
Eメール saisu-s84q2@mlit.go.jp

以上

道路協力団体募集要項（案） 参照条文

1 道路協力団体制度の概要

3 業務内容及び業務を行う道路の区間並びに指定する期間

○道路法（昭和27年法律第180号）

（道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例）

第四十八条の二十七 道路協力団体が第四十八条の二十四各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもち、これらの規定による承認又は許可があったものとみなす。

4 申請資格

○道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）

（道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第四条の十八 法第四十八条の二十三第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

11 指定後の留意事項

○道路法（昭和27年法律第180号）

（協議会）

第二十八条の二 交通上密接な関連を有する道路（以下この項において「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者

三 その他協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）

（地方踏切道改良協議会）

第六条 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者
- 二 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事
- 三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
- 四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長

3 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 関係市町村長
- 二 道路協力団体
- 三 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者

4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。